平成２８年（フ）第２３８９号
大阪府豊中市小曽根５丁目７番12号
債務者　本川　定和
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０３号
函館市時任町３番16号
債務者　安田幸清子
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２２号
岩手県一関市東山町田河津字夏山190番地
債務者　相澤　明美
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第２４号
宮城県石巻市錦町３番44号　錦マンションＤ－１号、前住所宮城県石巻市千石町８番20号
債務者　澁谷　儀二
1　決定年月日時　平成28年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第７１号
山形市蔵王成沢880番地27
債務者　前田由紀子
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１３号
沖縄県那覇市樋川１丁目１番11号　ライオンズマンション開南大通り502
債務者　赤嶺　陽子
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１３２号
沖縄県那覇市字与儀226番地12　カネシロアパート301
債務者　上里　理恵
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１４５号
沖縄県浦添市勢理客２丁目３番12号
債務者　末吉　栄喜
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１４９号
愛知県高浜市沢渡町１丁目５番地32　ナディア高浜108
債務者　杉浦　千里
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第８５０号
札幌市白石区栄通18丁目９番５－106号
債務者　渡辺　久子
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８５９号
札幌市北区屯田３条７丁目７番18号
債務者　林　　邦彦
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８７３号
北海道北広島市大曲中央３丁目５番地３
債務者　加藤恵理子（旧姓畠山）
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８７９号
札幌市清田区里塚２条２丁目10番８号　コーポ桂台５号
債務者　芳原きよみ（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８８７号
札幌市北区屯田６条11丁目１番８－106号
債務者　松田　晋一
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９０２号
札幌市北区麻生町５丁目７番29－805号
債務者　熊谷美恵子
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９１５号
札幌市東区北31条東２丁目１番15号　フルステージ31－201号
債務者　山崎　真弓（旧姓宮谷）
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９２２号
札幌市西区八軒６条東３丁目５番15号　たかしろコーポ２階右号
債務者　田中美治江
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８３号
埼玉県川口市前上町31番７号　マンション山形103号
債務者　長澤　春美
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係